

30文第2233号
平成30年11月15日

公益財団法人福島県国際交流協会
理事長 今野 順夫 様

福島県知事 内堀 雅雄



税額控除に係る証明書

貴法人が、租税特別措置法施行令第二十六条の二十八の二第一項に規定する要件を満たしていることを証明します。

本証明書に係る有効期間は、以下のとおりです。

平成30年11月15日 から 平成35年11月14日 まで